

島本町
母子家庭等自立促進計画

平成 17 年 3 月

大阪府

島 本 町

はじめに

緑濃い天王山と清らかな水無瀬川が織りなす自然豊かなまち。

さまざまな歴史ドラマの舞台となった悠久の文化が香るまち。

のどかな風土と住む人々が調和を図るやすらぎのあるまち。

このようなすばらしいまち「島本町」が、21世紀を迎えて更に楽しく暮らしやすいまちになるよう、地域福祉、在宅福祉の推進を図る各種福祉施策の取り組みが重要になってまいります。

さて、近年、母子家庭や父子家庭が離婚等の増加により年々増えており、子育てと就労の両立や養育費の確保等日常生活において、親の精神的肉体的負担が大きく、一方で養育される子どもの健全な育成も重要な課題となっています。

新しい時代に対応した各種支援策を推進するため、国では、これまでの母子福祉対策を根本的に見直し、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の改正が行われました。

本町では、この法律の趣旨と母子家庭等を取り巻く状況を踏まえ、自立を支援するための方向性を示すとともに、子育てや生活支援などの施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成15年6月に「母子自立支援員」を設置し、この度は、「島本町母子家庭等自立促進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、相談機能の充実をはじめ、就業支援、生活面への支援など、母子家庭等の方々に対する自立支援を福祉・保健の分野のみならず、就業、住宅など幅広い分野との連携によって推進してまいります。

最後に、計画策定にあたり、島本町住民福祉審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます、ごあいさつといたします。

平成17年3月

島本町長 村田 匡

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の推進	2
第2章 島本町の現状	3
1. 母子家庭等の現状	3
2. 調査結果からみる現状	6
第3章 基本理念	23
1. 基本理念	23
2. 基本的な視点	23
(1) 人権尊重	23
(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり	23
(3) 母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり	24
第4章 基本方向	25
1. 人権尊重	25
2. 相談機能及び情報提供の充実	26
(1) 母子自立支援員等による相談事業と情報提供の充実	26
(2) 情報提供の充実	26
3. 就業支援	27
(1) 就業あっせん	27
(2) 職業訓練等の実施・促進	28
(3) 就業機会創出のための支援	28
4. 子育てをはじめとした生活面への支援	29
(1) 保育所優先入所の推進	29
(2) 保育サービスの充実	29
(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）の充実	30
(4) 日常生活支援事業の実施	30
(5) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援	30
(6) 公営住宅における優先入居の推進等	31
5. 養育費の確保	31
(1) 養育費確保に向けた啓発の推進	31
(2) 法律相談事業の実施	31
6. 経済的支援	31
(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施	32
(2) 児童扶養手当の適正な給付事業の実施等	32
(3) 教育資金	32
(4) ひとり親家庭医療費助成の実施	32
参考資料	33
1. 諮問	34
2. 答申	35
3. 島本町母子家庭等自立促進計画策定までの経緯	36
4. 島本町住民福祉審議会委員	36

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国における母子寡婦福祉対策は、昭和 27 年に戦争未亡人対策から始まり、50 年以上の歴史をもっていますが、母子家庭等及び寡婦をめぐる状況の変化に応じて、母子寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応するため、平成 14 年 11 月 29 日に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

また、平成 15 年 7 月 17 日に「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が平成 20 年 3 月 31 日までの時限立法として成立し、母子家庭の母の就業の支援に関する特別な配慮が必要とされました。

近年のわが国の母子家庭及び父子家庭（以下「母子家庭等」という。）の状況をみると、離婚件数が年々増加しており、特に母子家庭が全国的に急増しています。本町も例外ではなく、平成 2 年の国勢調査では母子家庭が 88 世帯、父子家庭が 11 世帯であったのに対し、平成 12 年では母子家庭 120 世帯、父子家庭が 15 世帯と増加の傾向がみられます。

母子家庭等の置かれている生活状況は、子育てと就労の二重の役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することが多くみられます。特に母子家庭の母の場合は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、求人の際の年齢制限の問題などが重なり、その就職または再就職には困難が伴うことが多くみられ、就業しても賃金や不安定な雇用条件等に直面することも多くみられます。

平成 16 年 8 月に実施したアンケート調査で、母子家庭になった理由の約 8 割が離婚によるものですが、養育費が支払われている家庭は約 2 割となっています。また、母子家庭の約 8 割の人が就業しているにも関わらず、日常生活のなかで困っていることの 74%が家計に関することになっています。

一方、父子家庭については、すでに家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年収は母子家庭に比べ高いことがうかがえますが、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えていることは、母子家庭と同様といえます。

このように母子家庭等及び寡婦の抱えている問題は、多くが複雑に重なっているため、子育て、就労支援など、総合的に支援策を展開していく必要があります。

本町では、このような母子家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、母子家庭等及び寡婦の自立を促進するための支援のあり方及び方向を示すとともに、総合的な事業展開を図るため、「島本町母子家庭等自立促進計画」を策定するものです。

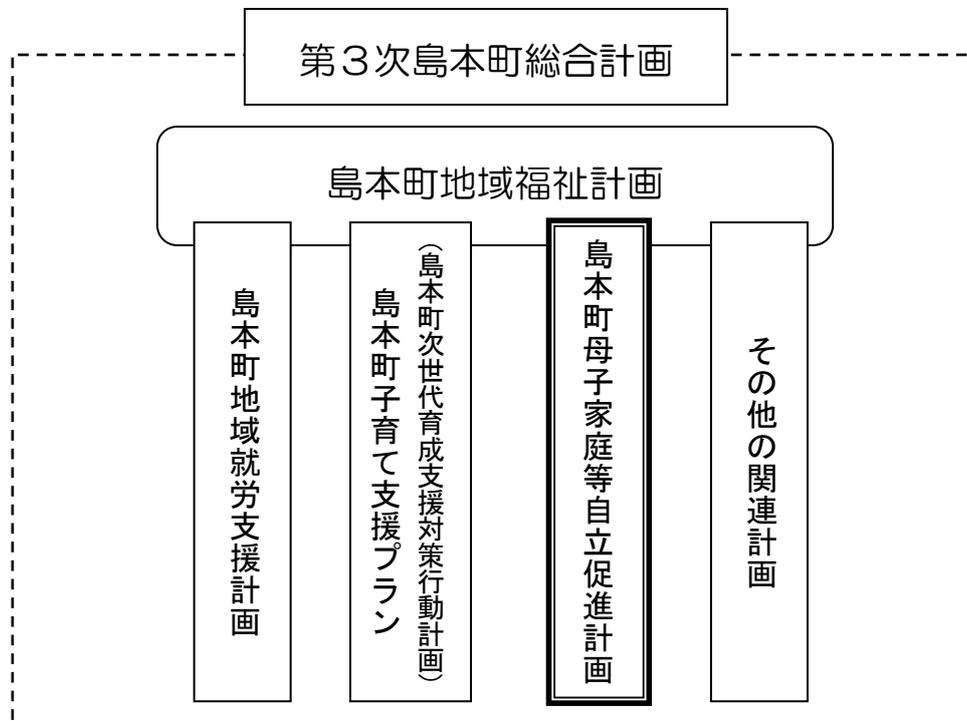
2. 計画の位置づけ

「島本町母子家庭等自立促進計画」は、母子及び寡婦福祉法第 11 条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即し策定した、同法第 12 条に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」です。

なお、この計画は、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象としています。

また、この計画の推進にあたっては、「第 3 次島本町総合計画」、「島本町地域福祉計画」、「島本町地域就労支援計画」、「島本町子育て支援プラン（次世代育成支援対策行動計画）」など各種計画との連携を図ります。

【他の計画との関連イメージ図】



3. 計画の期間

本計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

新しく創設された制度であるため計画外の事項が生じた場合は、適切・迅速な対応策を講じるため見直すこととします。

4. 計画の推進

「島本町母子家庭等自立促進計画」を推進するため、関係機関と連携を図りながら、計画を推進していきます。

第2章 島本町の現状

1. 母子家庭等の現状

(1) 母子家庭等の推移

母子家庭等の推移をみると、母子家庭世帯は増加の傾向にあり、平成2年では88世帯で平成12年では120世帯と、32世帯の増加となっています。

また、父子家庭の推移をみると、平成2年では11世帯に対し、平成12年では15世帯となっています。

■母子家庭等の推移

(単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年
母子家庭	88	103	120
父子家庭	11	15	15

資料：国勢調査

(2) 婚姻件数、離婚件数の推移

婚姻件数をみると、増減を繰り返しており、平成14年では167件となっています。

離婚件数をみると、平成11年以降増加の傾向にあり、平成11年では50件となっていますが、平成14年では67件となっています。

■婚姻件数、離婚件数の推移

(単位：件)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
婚姻件数	189	157	158	186	167
離婚件数	53	50	58	64	67

資料：人口動態統計

(3) 相談件数の推移

平成10年度から平成15年度の相談件数をみると、年々増加しており、平成15年度では78件と平成10年度のおよそ3倍となっています。

■相談件数の推移

(単位：件)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
相談件数	28	26	57	63	66	78

※平成10年度～平成14年度は、大阪府吹田子ども家庭センターが受けた相談件数

平成15年度は、島本町相談窓口での相談件数

(4) 保育サービスの利用状況

保育所の利用状況の合計をみると、年齢別人口は年々減少傾向にあり、入所児童数は年々増加しています。要保育率は平成11年で17.9%に対し、平成15年では23.8%となっています。

■保育所の利用状況

(単位：人、%)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成11年	年齢別人口(人)	304	322	336	315	326	326	1,929
	入所児数(人)	35	40	44	70	78	78	345
	要保育率(%)	11.5	12.4	13.1	22.2	23.9	23.9	17.9
平成12年	年齢別人口(人)	288	323	321	329	313	317	1,891
	入所児数(人)	35	61	53	60	70	79	358
	要保育率(%)	12.2	18.9	16.5	18.2	22.4	24.9	18.9
平成13年	年齢別人口(人)	280	307	305	332	316	305	1,845
	入所児数(人)	24	46	78	68	72	73	361
	要保育率(%)	8.6	15.0	25.6	20.5	22.8	23.9	19.6
平成14年	年齢別人口(人)	286	287	304	306	327	304	1,814
	入所児数(人)	35	47	60	91	78	72	383
	要保育率(%)	12.2	16.4	19.7	29.7	23.9	23.7	21.1
平成15年	年齢別人口(人)	286	275	285	313	319	298	1,776
	入所児数(人)	42	56	51	86	103	85	423
	要保育率(%)	14.7	20.4	17.9	27.5	32.3	28.5	23.8

※各年10月1日現在

要保育率は「入所児数/年齢別人口×100」で算出

(5) 放課後児童健全育成事業の利用状況

放課後児童健全育成事業（学童保育室）の利用状況の合計をみると、平成12年を境に年齢別人口は減少していますが、利用児童数は増加の傾向にあります。要保育率は平成11年で13.7%に対し、平成15年度は18.8%と増加しています。

また、学年が低いほど要保育率が高くなっています。

■放課後児童健全育成事業（学童保育室）の利用状況 (単位：人、%)

		小学1年生	小学2年生	小学3年生	合計
平成11年	年齢別人口(人)	340	316	336	993
	利用児童数(人)	50	49	37	136
	要保育率(%)	14.7	15.5	11.0	13.7
平成12年	年齢別人口(人)	329	331	312	1043
	利用児童数(人)	54	47	34	145
	要保育率(%)	16.4	14.2	10.9	13.9
平成13年	年齢別人口(人)	322	315	314	953
	利用児童数(人)	65	40	37	142
	要保育率(%)	20.2	12.7	11.8	14.9
平成14年	年齢別人口(人)	291	320	313	921
	利用児童数(人)	58	58	36	152
	要保育率(%)	19.9	18.1	11.5	16.5
平成15年	年齢別人口(人)	299	284	314	894
	利用児童数(人)	61	57	50	168
	要保育率(%)	20.4	20.1	15.9	18.8

※各年5月1日現在

要保育率は「利用児童数/年齢別人口×100」で算出

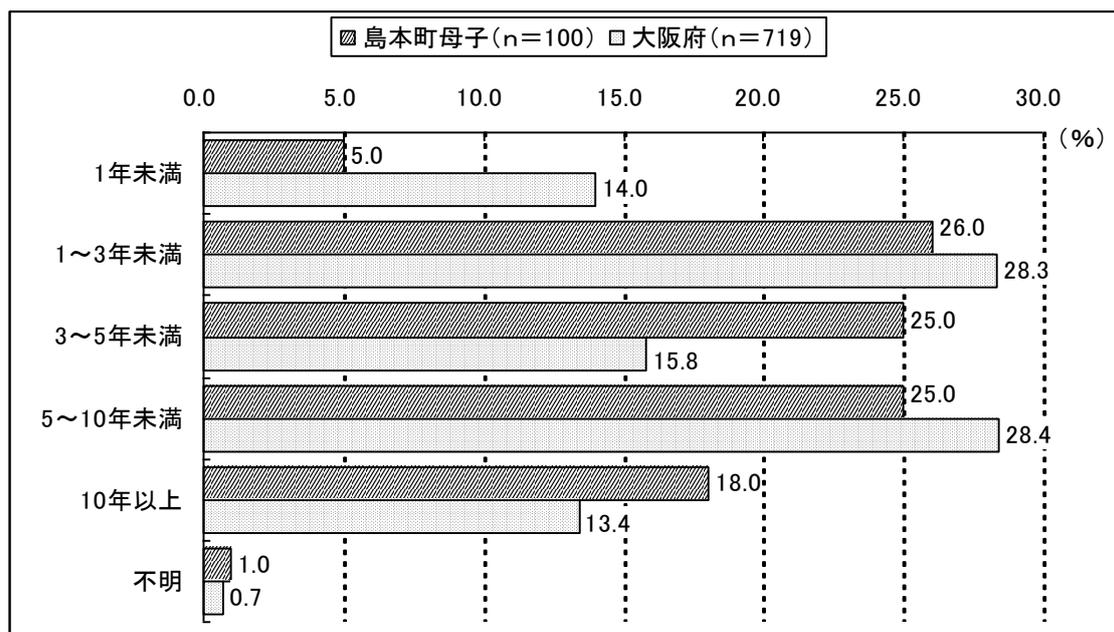
2. 調査結果からみる現状

平成16年7月から8月にかけて、本町の母子家庭等の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査方法は以下のとおりです。

①調査地域	島本町全域			
②調査対象	町内に住む母子家庭、寡婦家庭及び父子家庭			
③抽出方法	①児童扶養手当支給台帳 ②母子家庭医療受給者台帳 ③遺児福祉金（父子世帯）受給者台帳 ④母子寡婦福祉会会員			
④実施方法	配布は調査対象者に郵送にて行い、回収は母子家庭対象調査は庁内窓口にて回収、寡婦家庭対象調査及び父子家庭対象調査は郵送にて回収を行った			
⑤調査期間	平成16年7月30日（金）～平成16年8月20日（金）			
⑥回収状況	調査の種類	配布数	回収数	回収率
	①母子家庭対象調査	207件	100件	48.3%
	②寡婦家庭対象調査	48件	27件	56.3%
	③父子家庭対象調査	6件	3件	50.0%

母子家庭になってからの期間（単数回答）

母子家庭になってからの期間は、島本町母子では「1～3年未満」が26.0%で最も高く、大阪府では「5～10年未満」が28.4%で最も高くなっています。

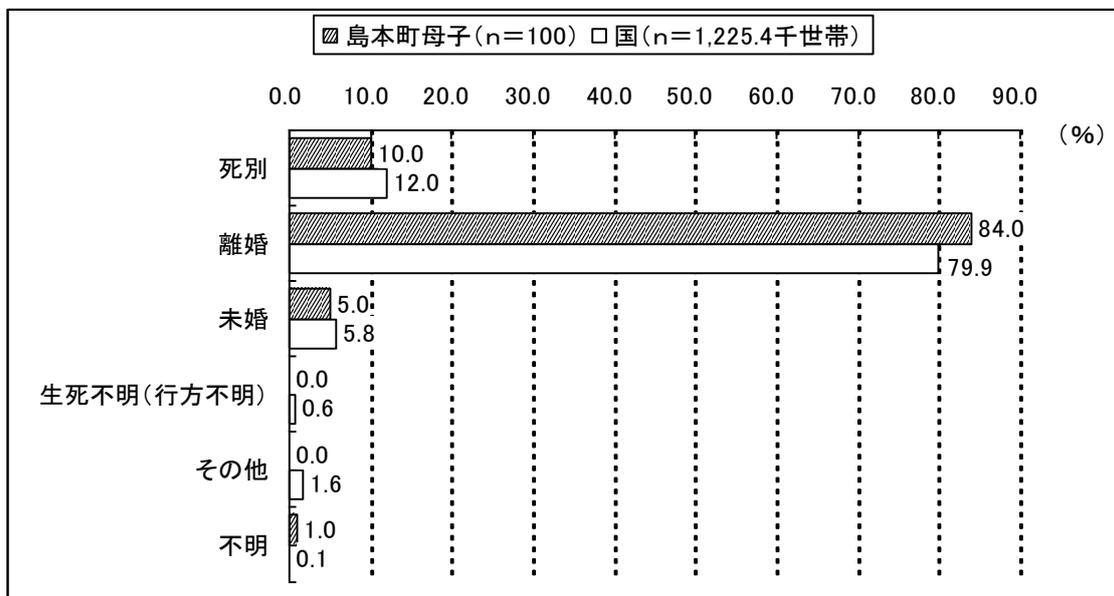


※図中の「n」は母集団を表しています。

※グラフ内の「大阪府」は、平成15年8月に大阪府にて実施した母子家庭等の調査結果であり、対象地域は大阪府下の8町1村となっている。

母子家庭になった理由（単数回答）

母子家庭になった理由は、島本町母子、国ともに「離婚」が高くなっていますが、島本町母子のほうが国よりも4.1ポイント高くなっています。また、「死別」への回答は、島本町母子より国のほうが2.0ポイント高くなっています。

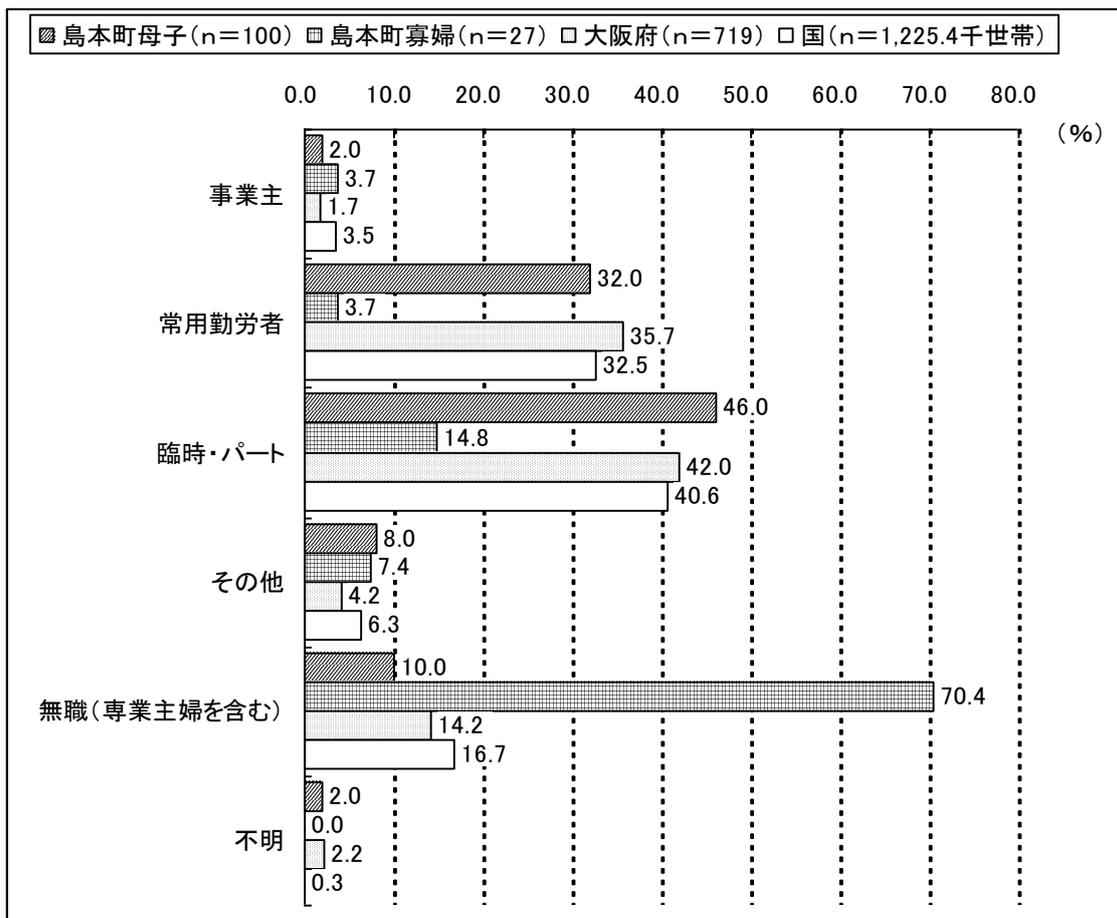


※グラフ内の「国」は、平成15年に行われた全国母子世帯等調査を表している。

「現在」のあなたの従業上の地位は（単数回答）

現在の従業上の地位を、国・大阪府と比較すると、「臨時・パート」は島本町（46.0%）、大阪府（42.0%）、国（40.6%）の順となっていますが、「常用勤労者」では、大阪府（35.7%）、国（32.5%）、島本町（32.0%）の順となっています。また「無職（専業主婦を含む）」は、国（16.7%）、大阪府（14.2%）、島本町母子（10.0%）の順となっています

島本町寡婦では、「無職（専業主婦を含む）」が 70.4%で最も高く、次いで「臨時・パート」が 14.8%となっています。



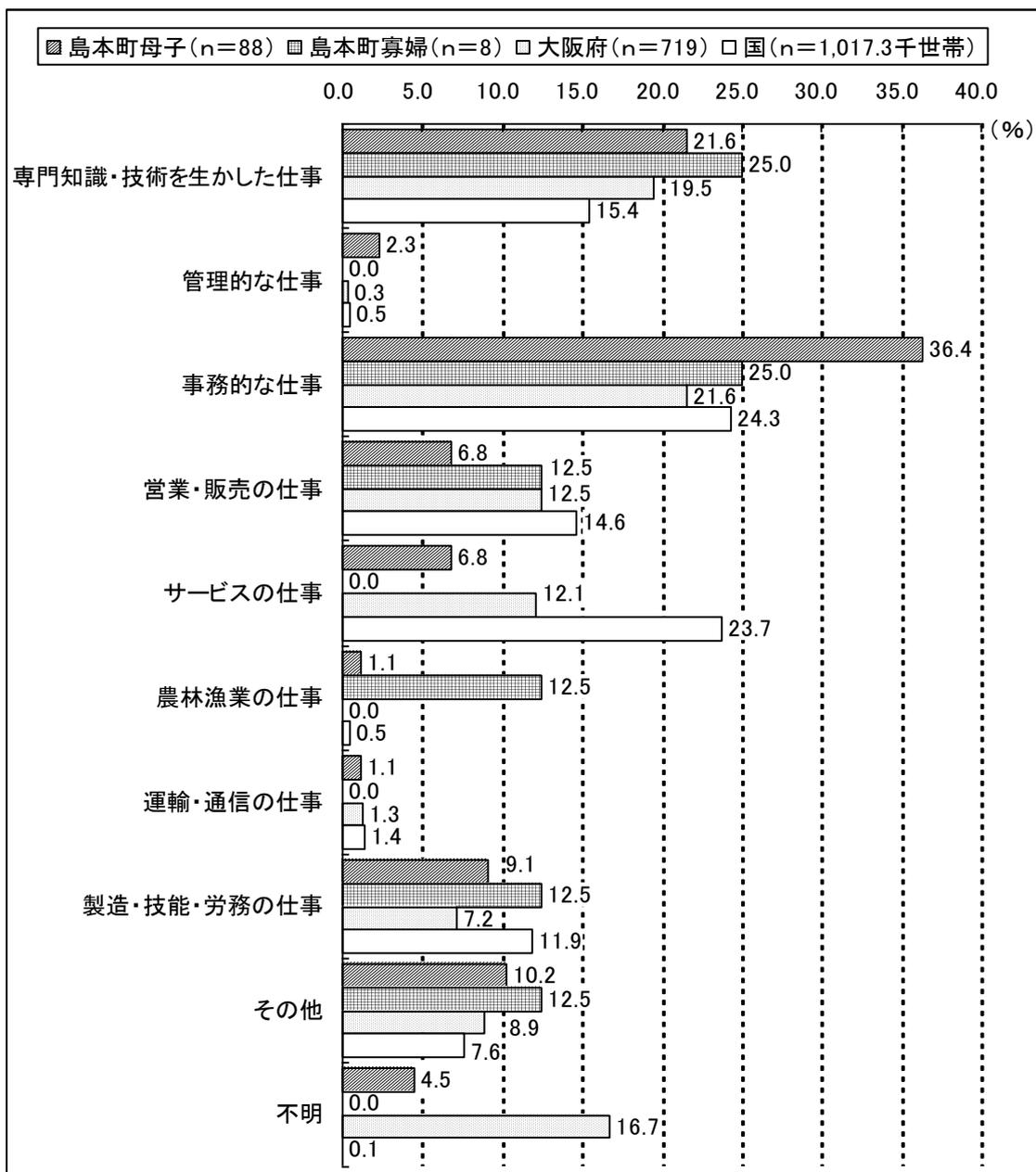
※国の「その他」には、「派遣社員」「家族従業者」を含んでいる。

現在の仕事は（単数回答）

現在の仕事の状況は、「事務的な仕事」への回答は、4つの調査とも最も高くなっています。また「事務的な仕事」への回答は、島本町母子（36.4%）、大阪府（21.6%）、国（24.3%）の順で高くなっていますが、島本町母子は大阪府、国よりも10ポイント以上高くなっています。

「専門知識・技術を生かした仕事」についても、島本町母子（21.6%）、大阪府（19.5%）、国（15.4%）の順で高くなっています。

「サービスの仕事」については、国（23.7%）、大阪府（12.1%）、島本町（6.8%）の順で高くなっています。

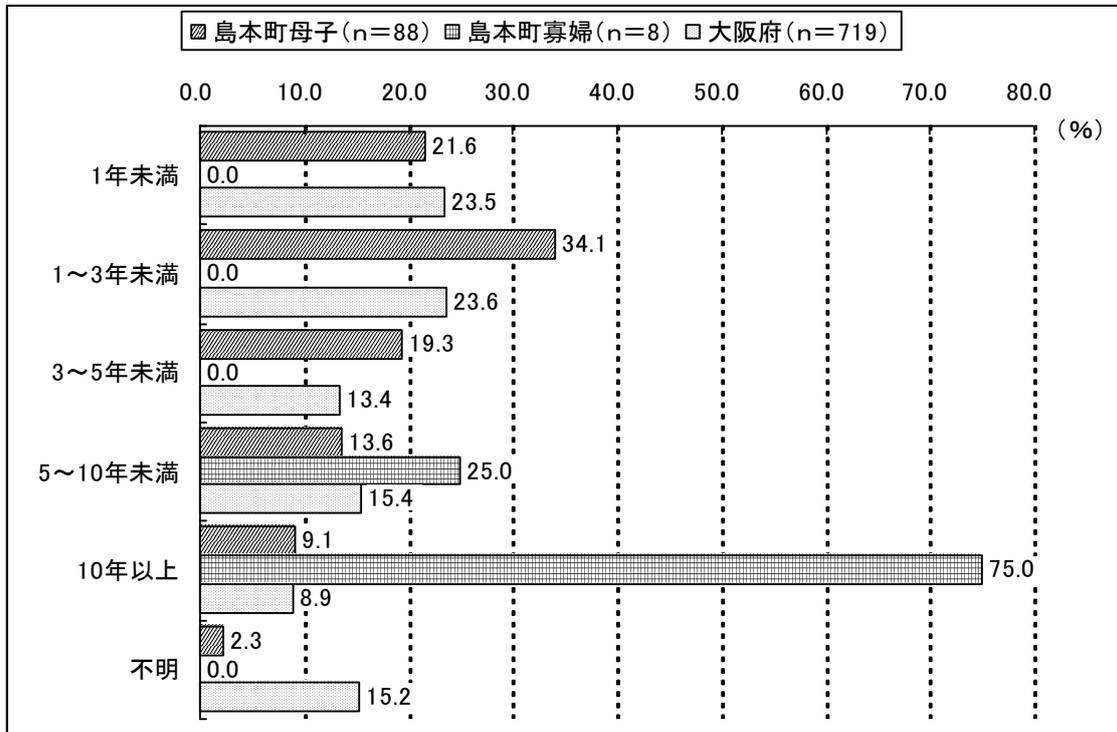


※全国の「その他」には、「保安職業」が含まれている。

現在の仕事の勤続年数（単数回答）

現在の仕事の勤続年数は、「1年未満」、「1～3年未満」が島本町母子、大阪府ともに2割を超えており、特に島本町母子の「1～3年未満」は34.1%と3割を超えています。

島本町寡婦については「10年以上」が75.0%で最も高くなっています。

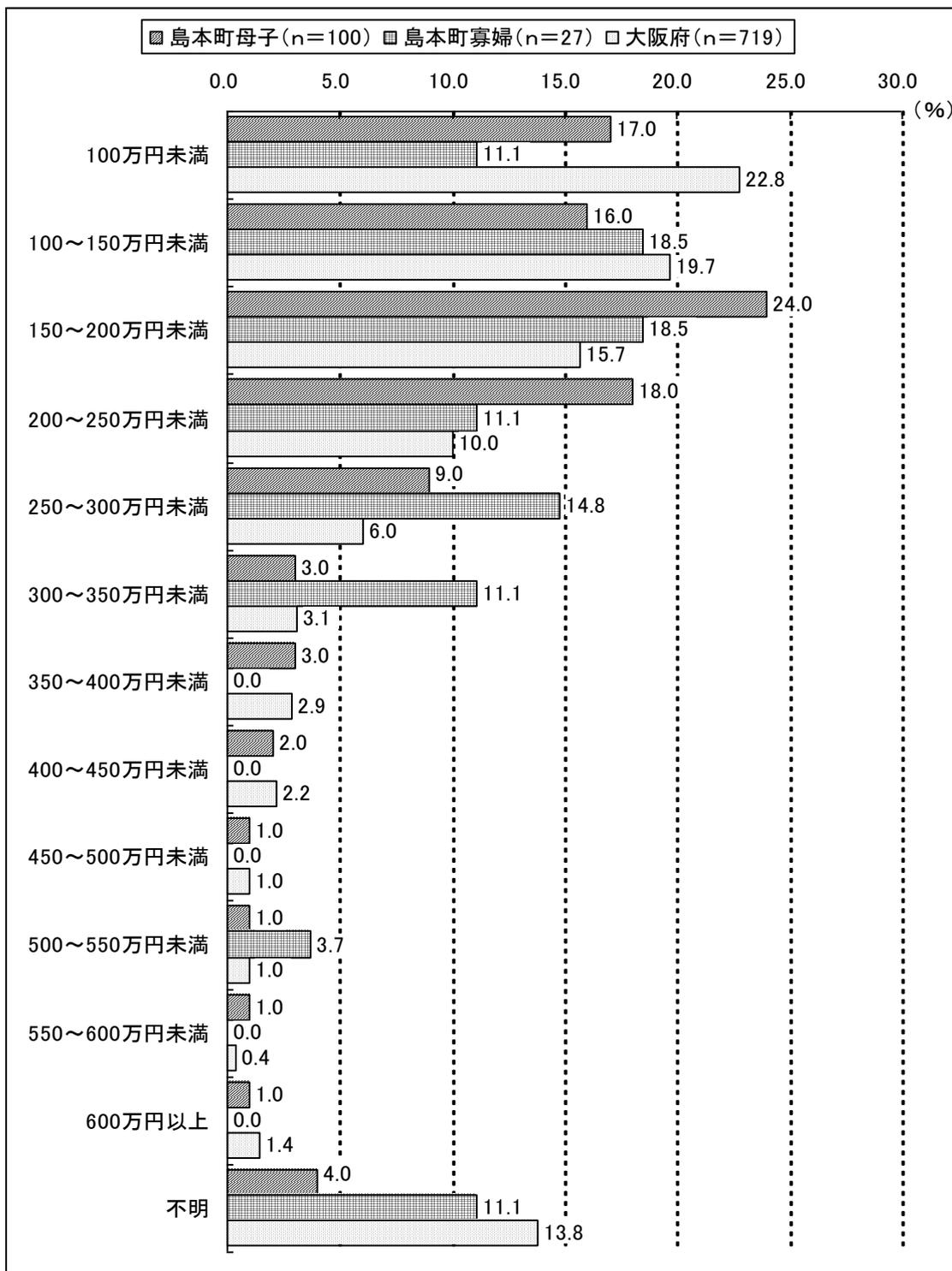


収入について

■年間総収入（単数回答）

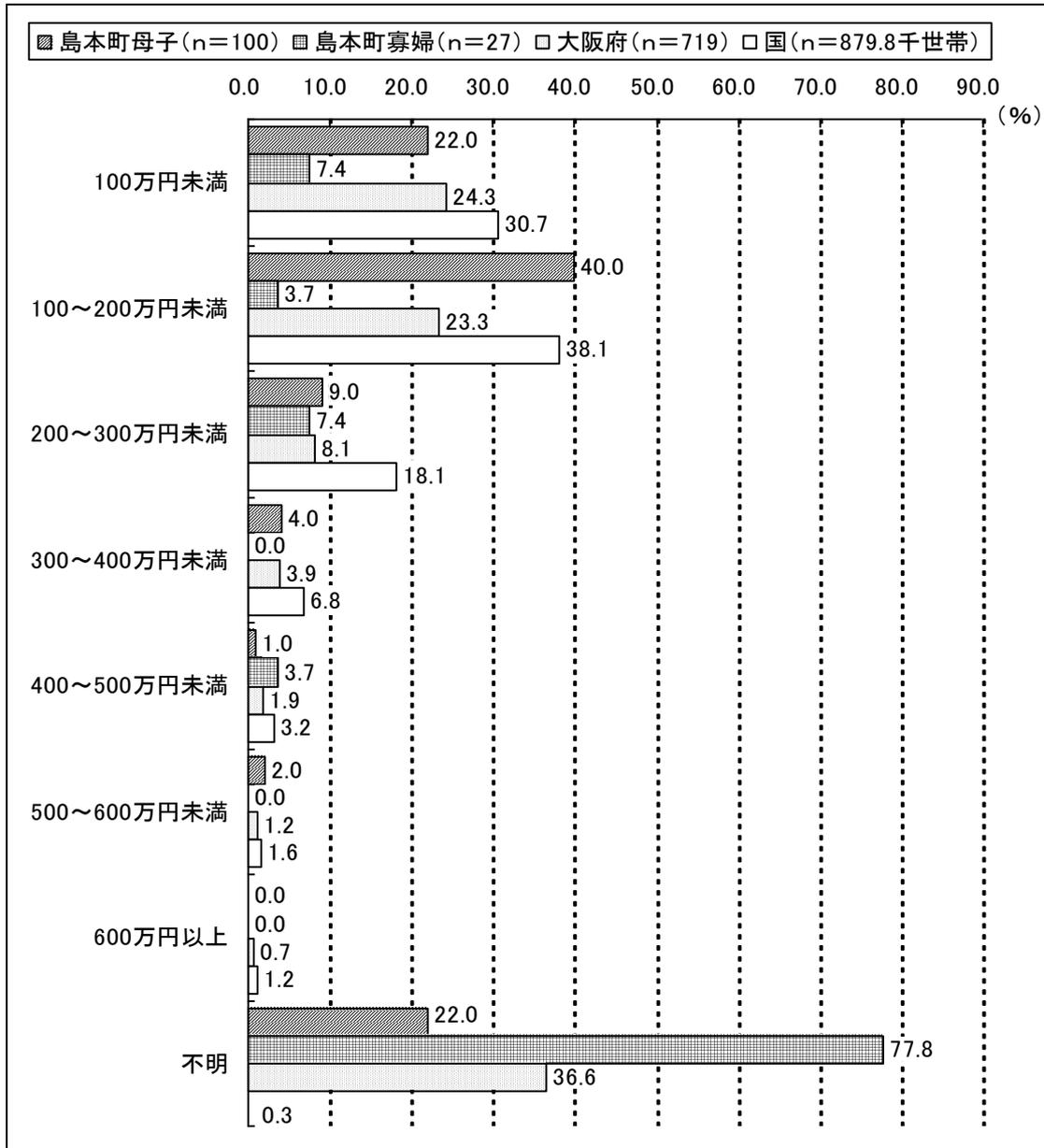
年間総収入は、島本町母子では「150～200万円未満」が24.0%で最も高くなっていますが、大阪府では「100万円未満」が22.8%で最も高くなっています。

島本町寡婦については、「100～150万円未満」、「150～200万円未満」がともに18.5%で最も高くなっています。



■年間総収入のうち、就労収入（単数回答）

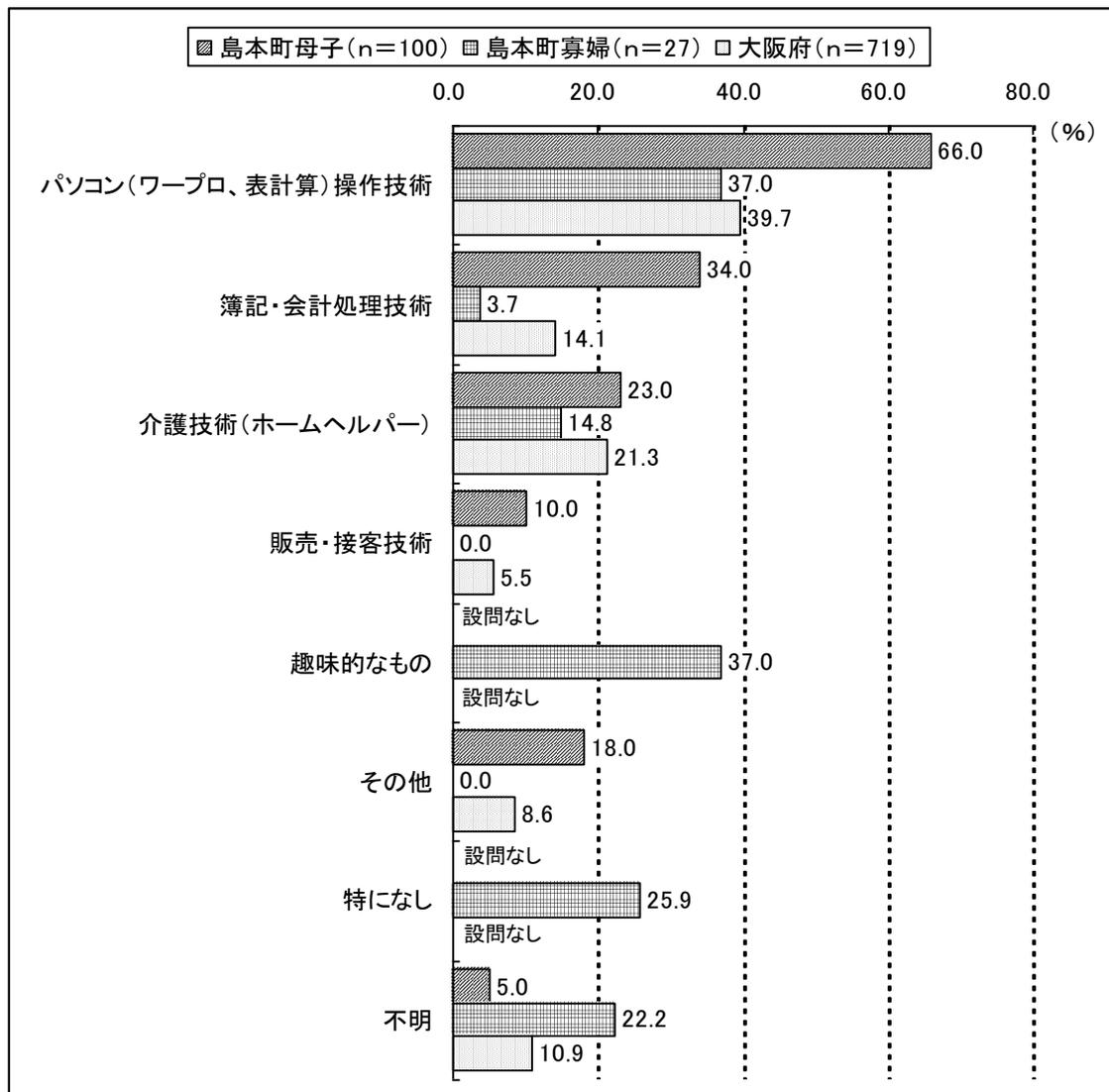
年間総収入のうち、就労収入は、島本町が「100～200万円未満」が40.0%で最も高くなっていますが、大阪府は「100万円未満」が24.3%で最も高くなっています。国は「100～200万円未満」が38.1%で最も高くなっています。



今後習得したい技術等（複数回答）

今後取得したい技術等は、「パソコン（ワープロ、表計算）操作技術」が3つの調査とも最も高くなっていますが、島本町母子のみ6割台とほかの調査より高くなっています。また「簿記・会計処理技術」への回答も島本町母子では3割台とほかの調査より高くなっています。

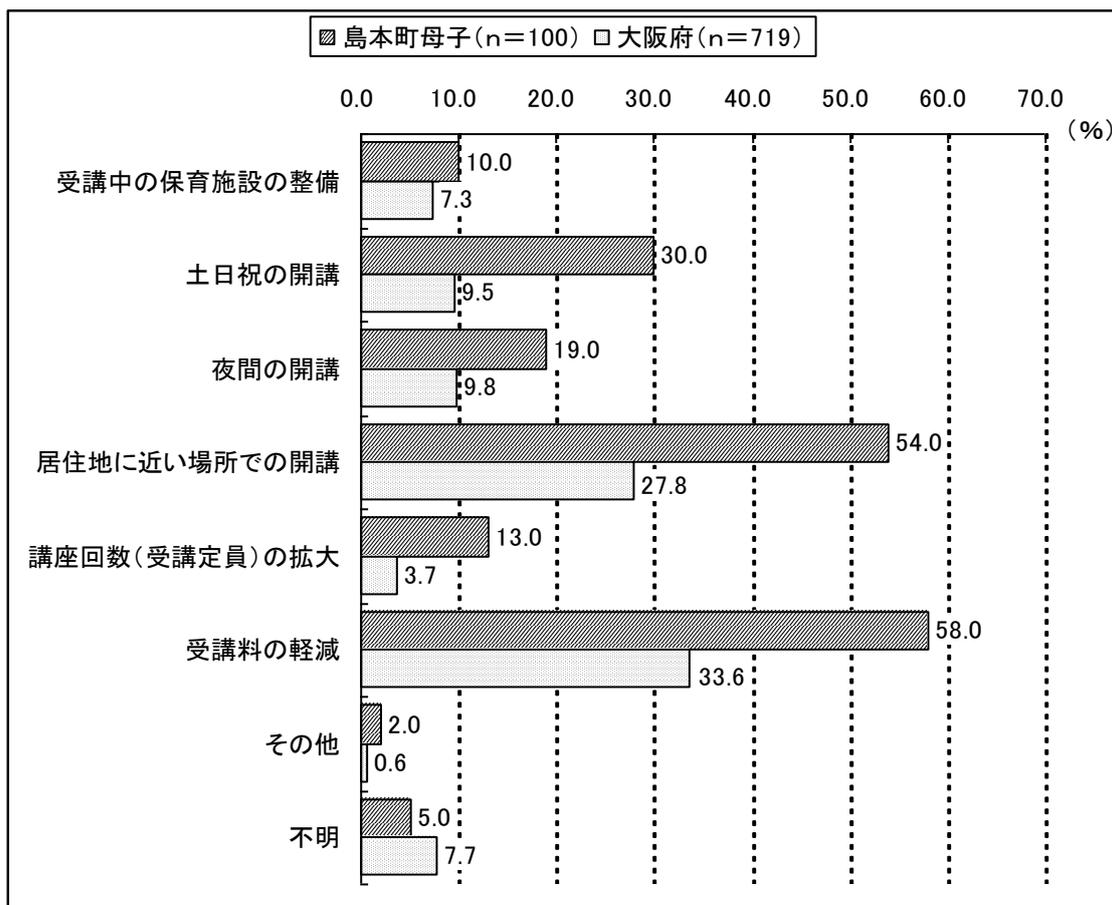
島本町寡婦では、「趣味的なもの」、「特になし」についても尋ねており、「趣味的なもの」が「パソコン（ワープロ、表計算）操作技術」と同じ37.0%で最も高くなっています。また「特になし」への回答は25.9%で2割を超えています。



※島本町母子調査・大阪府調査は回答が2つまでとなっているが、島本町寡婦調査についてはいくつでも選んでよい形式になっている。

技能・資格を習得するための講座の実施にあたって、最も配慮してほしいこと
(複数回答)

講座の実施にあたって、最も配慮してほしいことは、島本町母子、大阪府ともに「受講料の軽減」、「居住地に近い場所での開講」の順で高くなっています。また、島本町母子の「受講料の軽減」、「居住地に近い場所での開講」への回答は、50%を超えており、大阪府より約25ポイント高くなっています。さらに、島本町母子では「土日祝の開講」への回答も30.0%と高く、大阪府より約20ポイントの差がみられます。

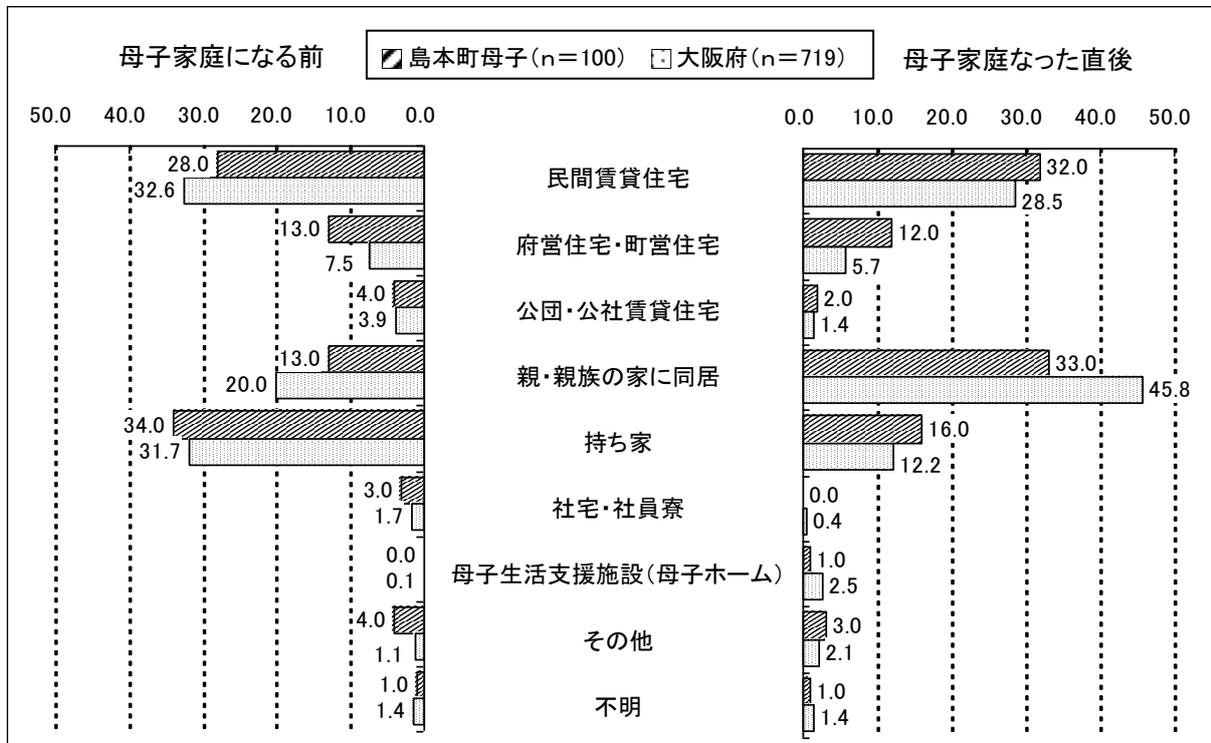


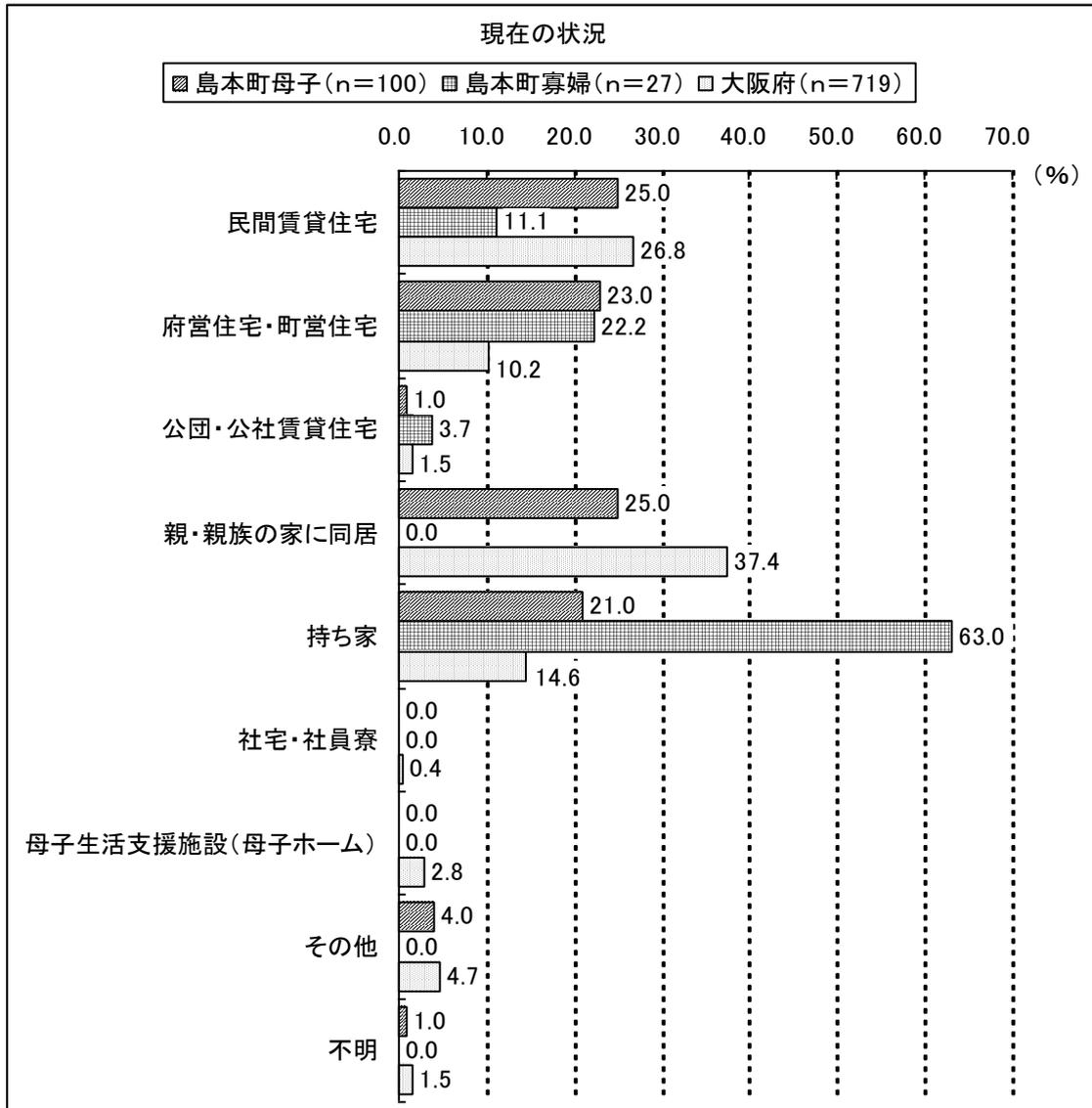
住居の状況について（単数回答）

住居の状況について、“母子家庭になる前”は、島本町母子では「持ち家」、大阪府では「民間賃貸住宅」が最も高くなっていますが、“母子家庭になった直後”では、島本町、大阪府ともに「親・親族の家に同居」が最も高くなっています。

“現在の状況”は、島本町母子では「民間賃貸住宅」、「親・親族の家に同居」がともに25.0%で最も高く、大阪府では「親・親族の家に同居」が37.4%で最も高くなっています。また“現在の状況”で、島本町母子の「府営住宅・町営住宅」への回答が、“母子家庭になる前”、“母子家庭になった直後”よりも高く、2割を超えています。

島本町寡婦の調査では、「持ち家」が6割、「府営住宅・町営住宅」が2割を超えて高くなっています。

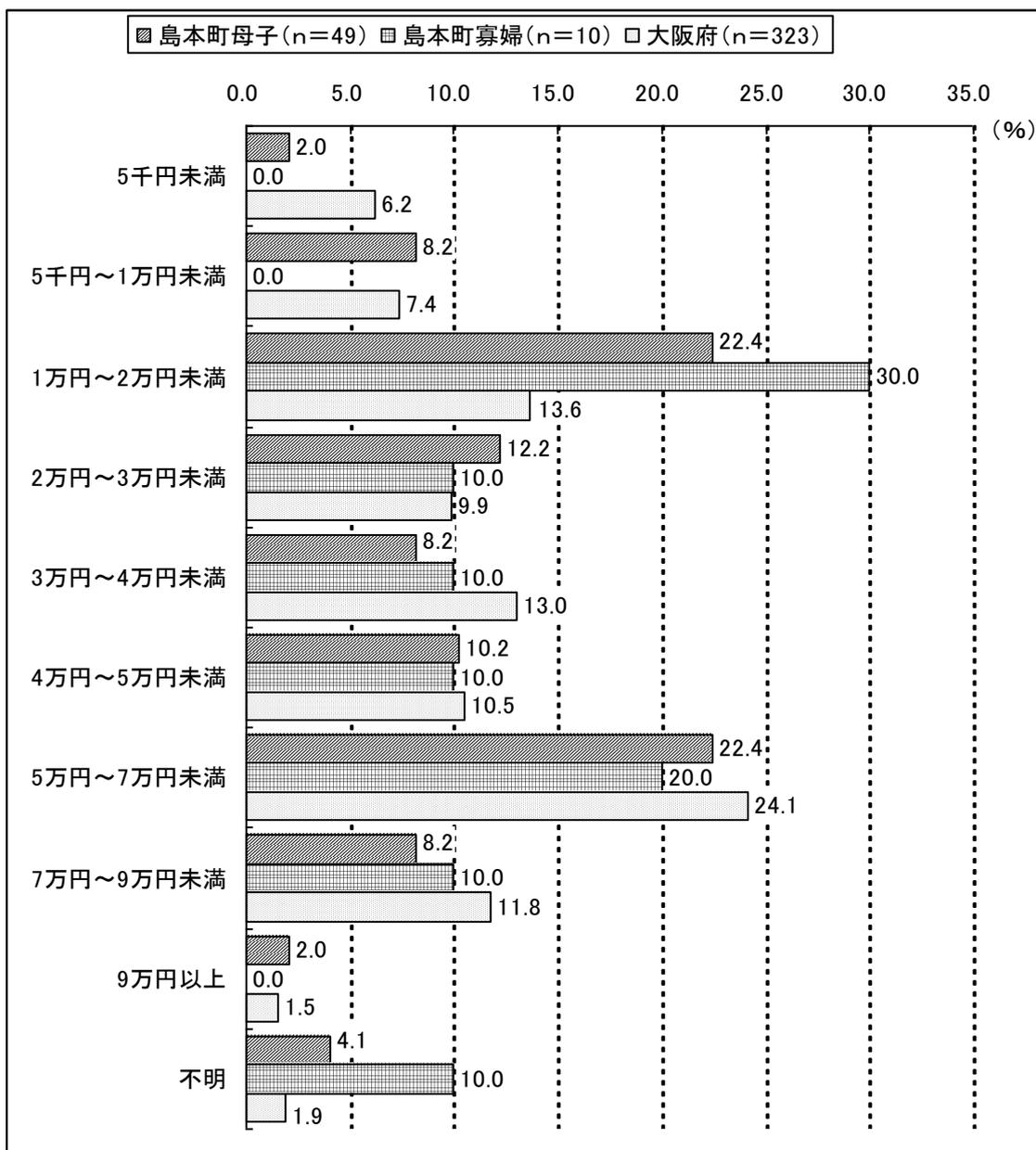




1か月の家賃について（単数回答）

1か月の家賃をみると、島本町母子、島本町寡婦、大阪府ともに「1万円～2万円」、「5万円～7万円未満」への回答が上位2件となっています。

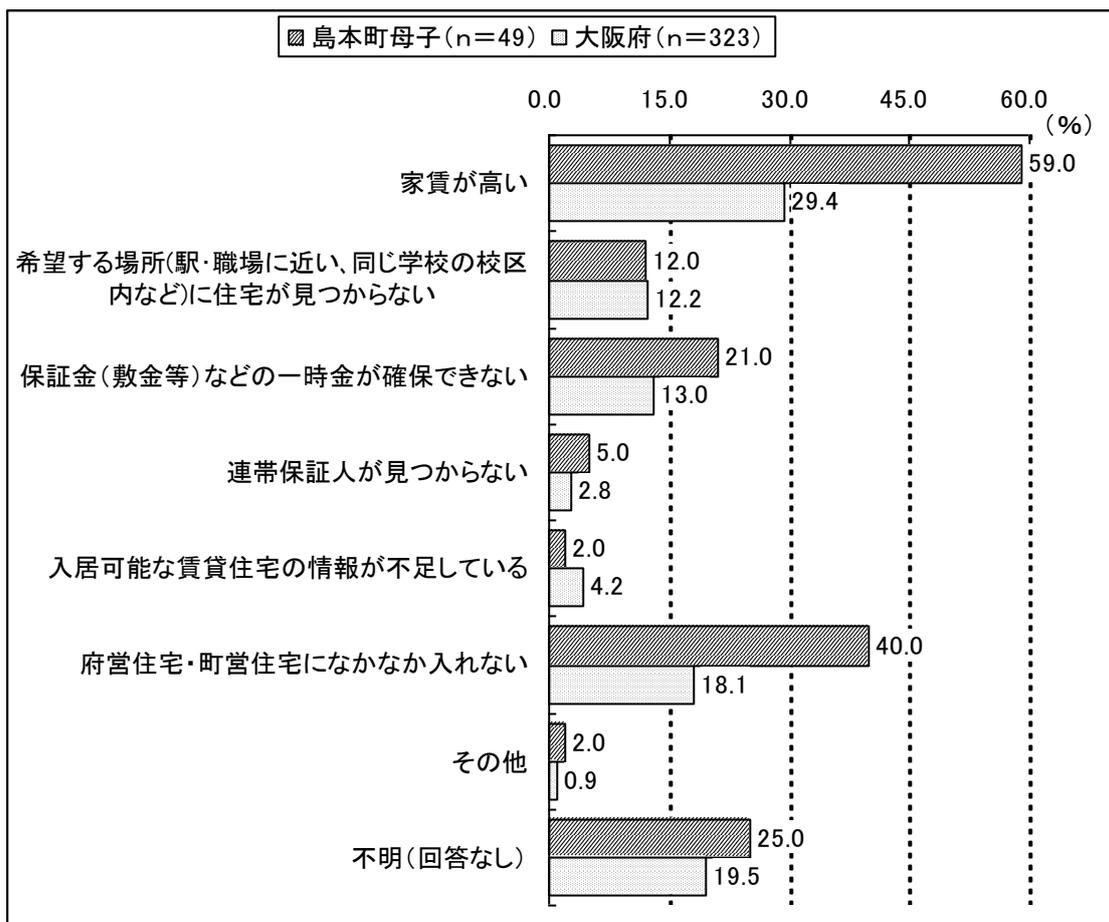
「5万円～7万円未満」への回答は、3調査ともほぼ同じ割合となっていますが、「1万円～2万円未満」への回答は、島本町母子は22.4%、島本町寡婦は30.0%、大阪府は13.6%で割合に差がみられます。



母子家庭として賃貸住宅を探す時や入居する時に、特に「困っている」又は「困った」ことについて（複数回答）

母子家庭として賃貸住宅を探すときや入居する時に困ったことや困っていることは、「家賃が高い」への回答が島本町母子、大阪府ともに最も高くなっていますが、島本町は 59.0%、大阪府は 29.4%で 29.6 ポイントの差がみられます。

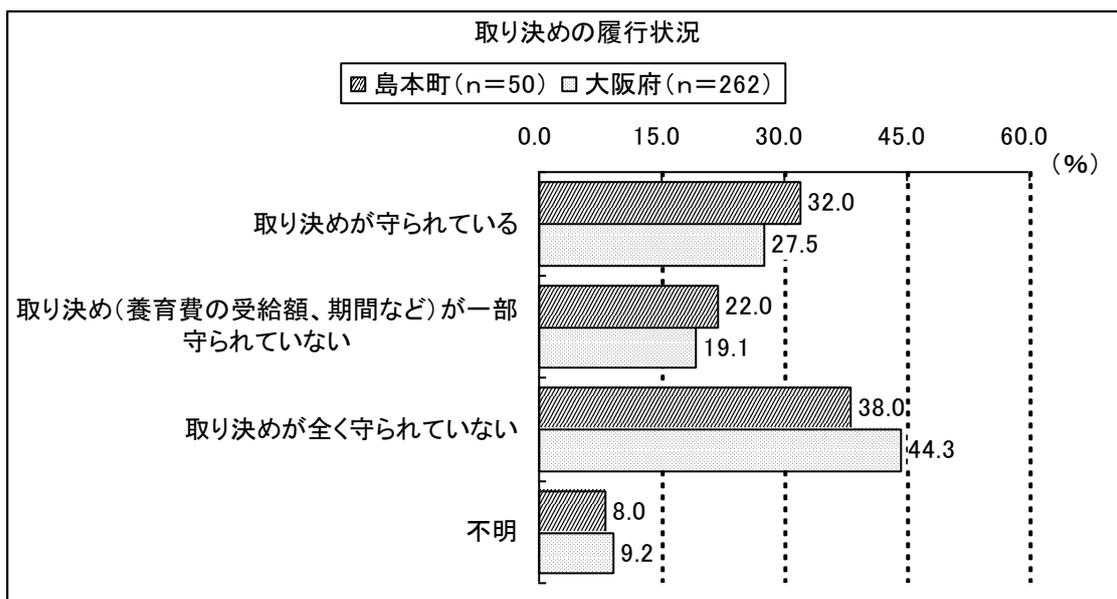
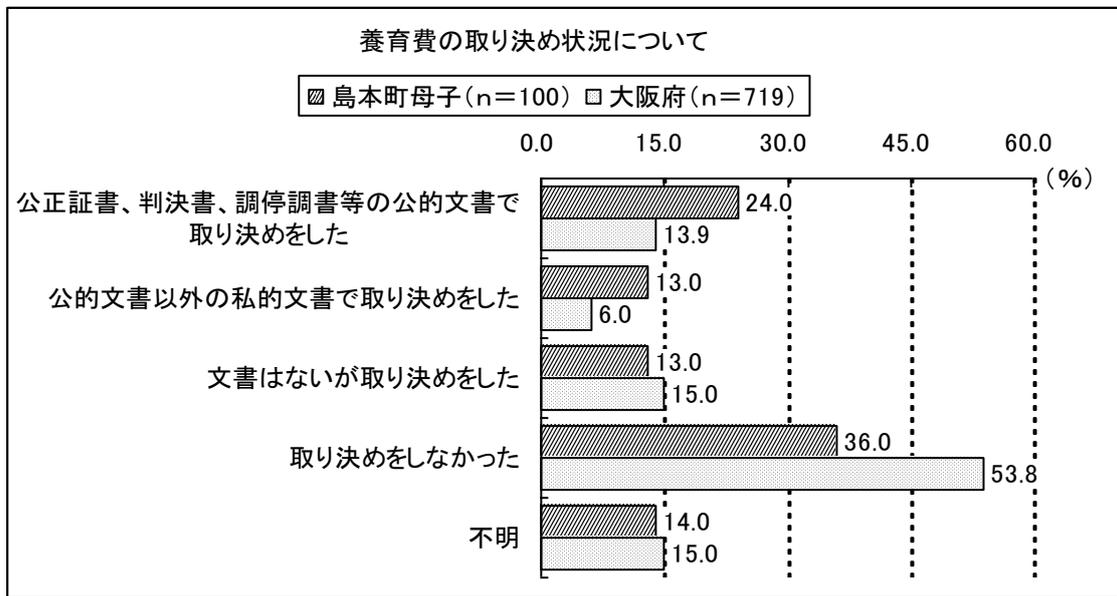
また「府営住宅・町営住宅になかなか入れない」への回答は、島本町母子が 40.0%、大阪府が 18.1%で島本町のほうが 21.9 ポイント高くなっています。



離別した夫との養育費の取り決め状況について（単数回答）

養育費の取り決め状況について、「公正証書、判決書、調停調書等の公的文書で取り決めをした」への回答が、島本町母子は 24.0%に対し、大阪府では 13.9%と約 10 ポイントの差がみられます。また「公的文書以外の私的文書で取り決めをした」についても島本町のほうが高くなっています。しかし、「取り決めをしなかった」については、島本町が 36.0%に対し、大阪府では 53.8%と大きな差がみられます。

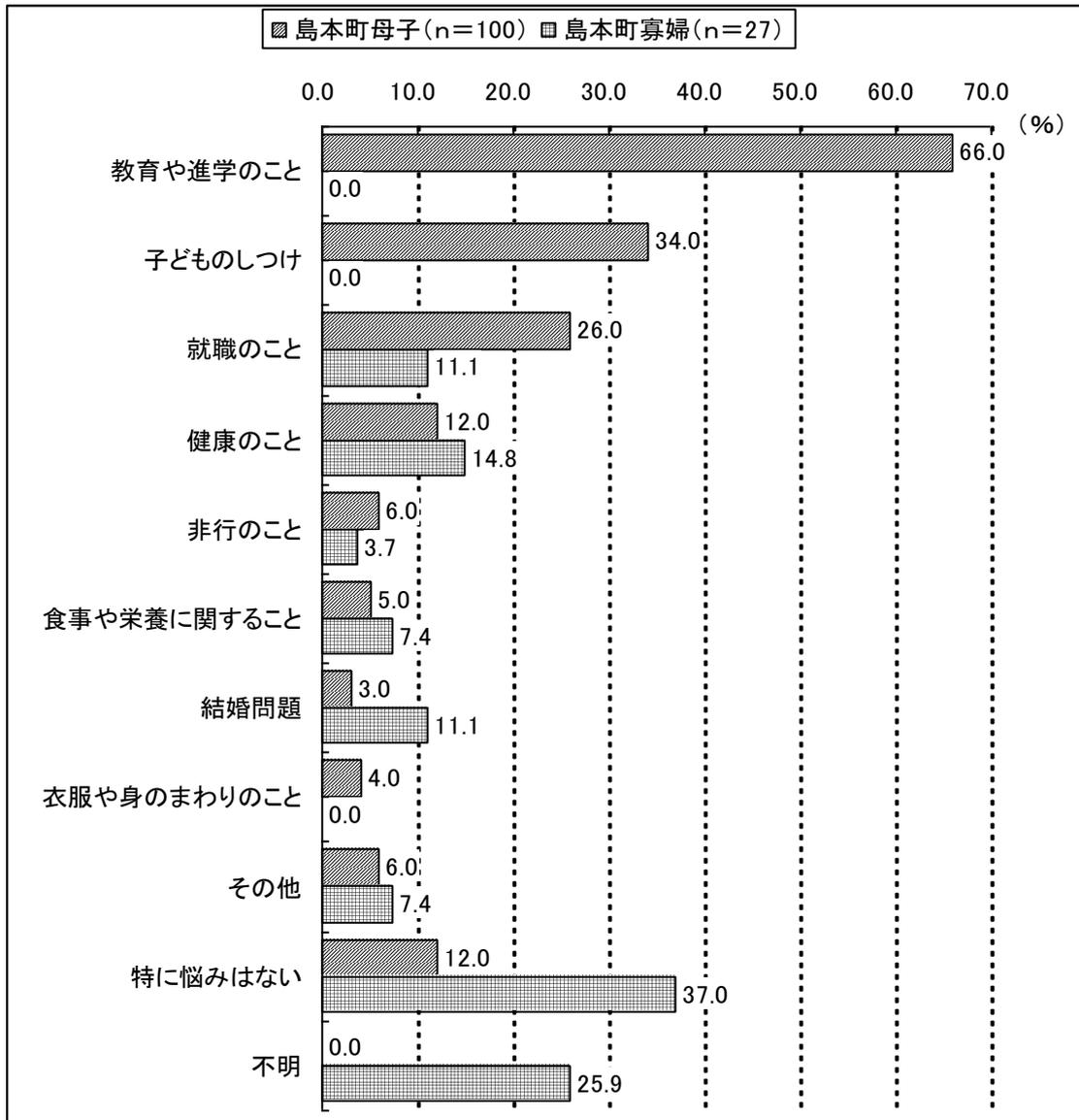
また取り決めの履行状況は、島本町母子・大阪府ともに「取り決めが全く守られていない」が最も高くなっていますが、島本町は 38.0%に対し、大阪府では 44.3%と 6.3 ポイントの差がみられます。また「取り決めが守られている」、「取り決め（養育費の受給額、期間など）が一部守られていない」については、島本町のほうが高くなっています。



子どもに関する悩みについて（複数回答）

子どもに関する悩みについて、島本町母子では「教育や進学のこと」が 66.0%で最も高く、次いで「子どものしつけ」が 34.0%、「就職のこと」が 26.0%となっています。

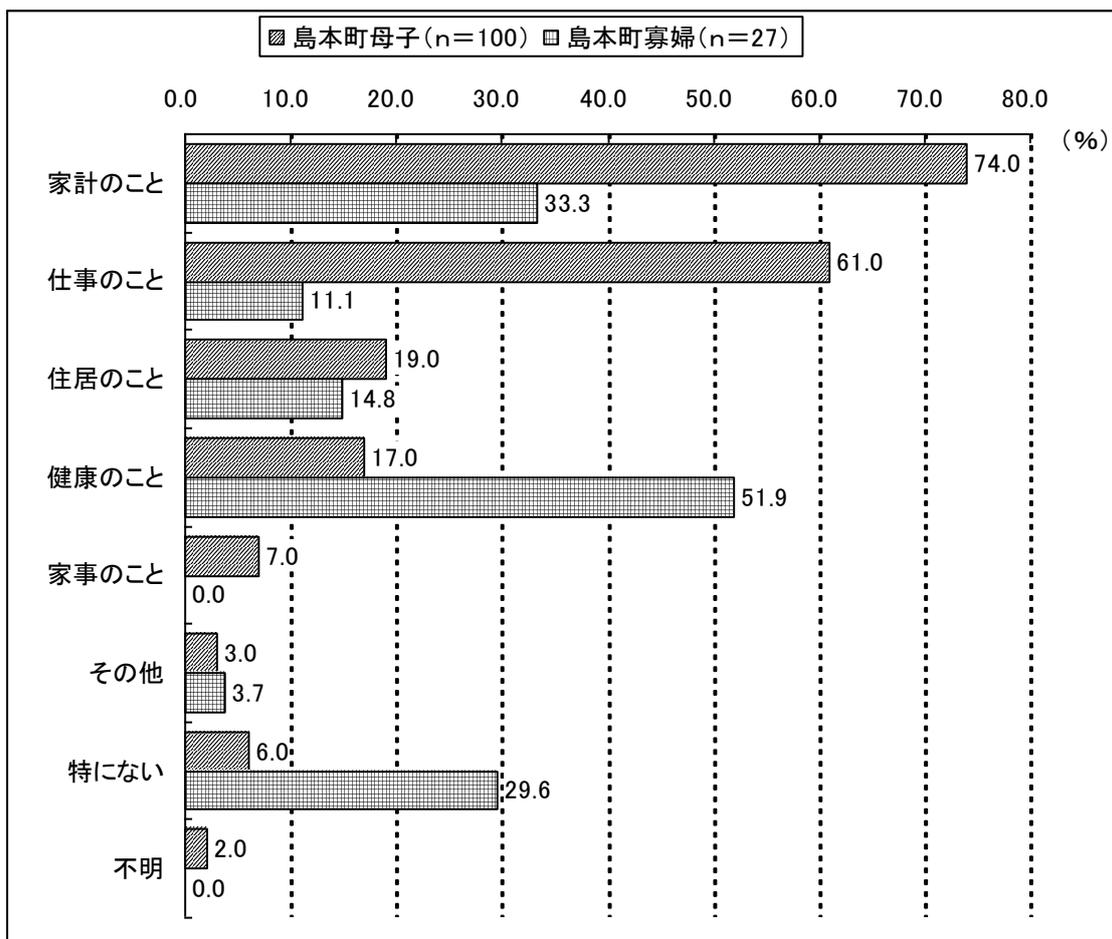
島本町寡婦の調査では、「特に悩みはない」が 37.0%で最も高くなっています。また「教育や進学のこと」「子どものしつけ」については回答がみられません。



あなたが困っていることについて（複数回答）

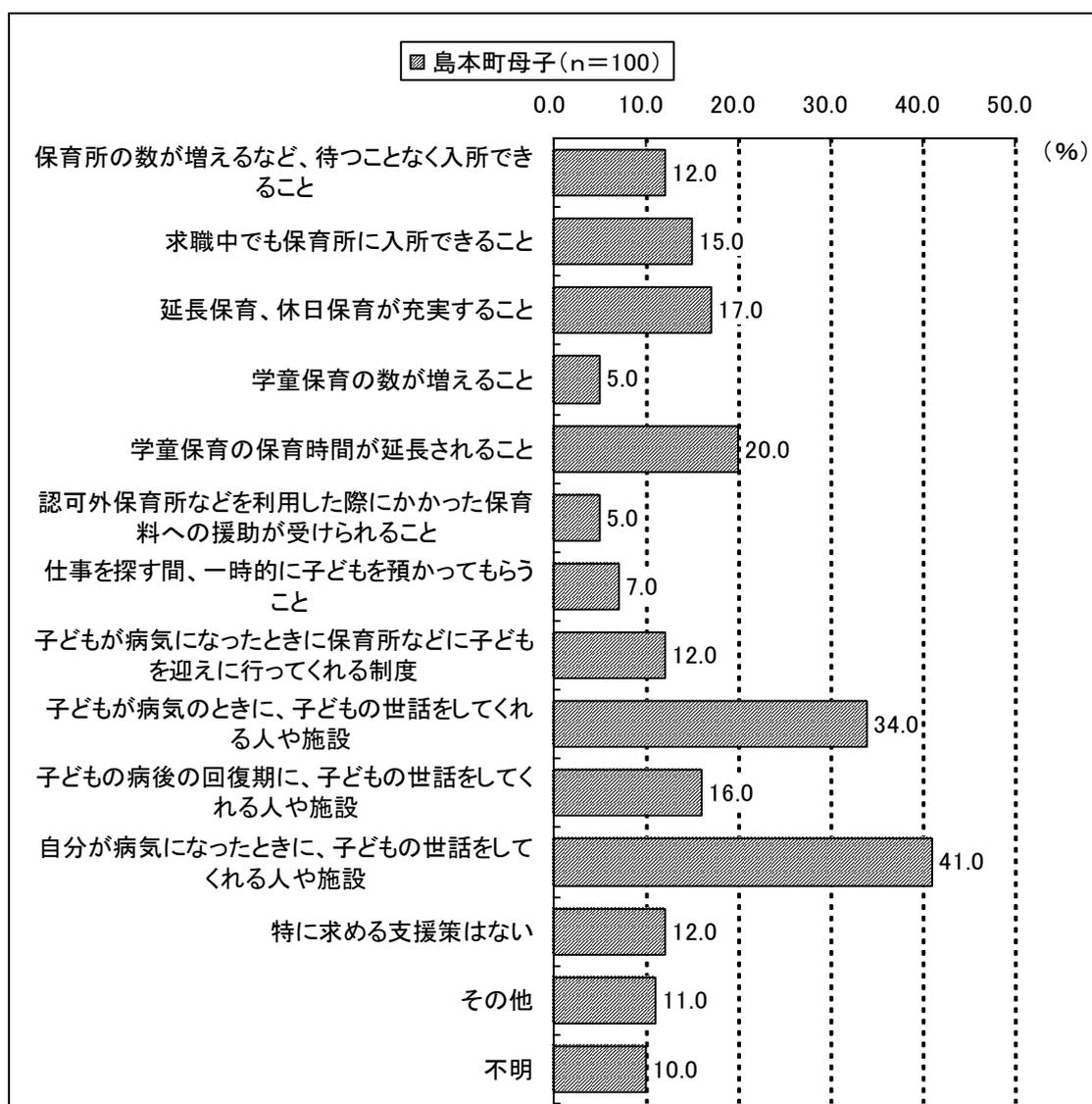
困っていることについて、島本町母子では「家計のこと」が 74.0%、「仕事のこと」が 61.0%で半数を超えて高く、島本町寡婦と比べて大きな差がみられます。

また島本町寡婦では「健康のこと」が 51.9%で最も高くなっており、島本町母子と比べて大きな差がみられます。



望む支援策について（複数回答）

望む支援策について、「自分が病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や施設」(41.0%)、「子どもが病気のあるときに、子どもの世話をしてくれる人や施設」(34.0%)、「学童保育の保育時間が延長されること」(20.0%)の順で高くなっており、母子家庭の母本人や子どもが病気のある時に対する支援の希望があります。



第3章 基本理念

1. 基本理念

子育てと生計をひとりで担っている母子家庭等が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

2. 基本的な視点

(1) 人権尊重

本町では、第3次総合計画の中で「人間尊重（平和と基本的人権尊重のまちづくり）」をまちづくりの基本方針に掲げ、差別のない地域社会をめざし、取り組んでいます。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重の流れは、今後ますます大きくなるものと考えられます。

離婚件数の増加により、母子家庭等が急増しているなか、依然として結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、母子家庭等を「特別なもの」としてとらえる傾向が残っています。

本町では、基本的人権尊重の立場から、母子家庭等の人権が尊重され、地域でいきいきと生活ができるまちづくりに努めます。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

少子化の進展や核家族化の進行、厳しい経済環境など、子育てを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

母子家庭等の親は、仕事と家庭をひとりで担っているケースが多く、その精神的、肉体的負担は大きいため、就業面・家庭面等における適切な支援を行うことが必要です。

また、母子家庭等に対する理解や自立支援策を推進することは、子どもにとって重要な生活の基盤である家庭を守るとともに、子どもの健やかな成長を支援することにつながります。

本町では、母子家庭等の子どもが健やかに育つように、また生きがいを持って生活を送ることができるよう、経済面、家庭面、生活面など、生活全般にわたり支援を行っていきます。

(3) 母子家庭等の自立を支援する仕組みづくり

母子家庭等の自立のためには、経済的支援、家庭面、健康面、地域社会への参加など、生活全般にわたる様々な課題を解決し、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

母子家庭等における自立とは、自らの選択に基づく自己決定の下に、親と子が生きがいに満ちた生活が送れるよう、経済的にも、また精神的にも自立していることが大切です。

当事者自身の努力はもちろんですが、個々人の持てる能力が発揮できる社会の形成と、地域の様々な物的、人的資源や制度、情報等を十分に活用し、自立を支援する仕組みづくりが必要となります。

第4章 基本方向

1. 人権尊重

母子家庭等及び寡婦が生活を送るうえで、個人として尊重され、個性や意欲、能力を活かしながら自己表現を図ることができる社会を築く必要があります。

島本町母子に関するアンケート調査で、母子家庭になった理由の多くが「離婚」となっています。離婚理由には様々ありますが、DV（ドメスティック・バイオレンス）によるケースもあります。

母子家庭等の人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて、多様な視点から人権問題をとらえた啓発活動を推進します。

また、母子家庭等の自立を支援するため、母子家庭等の問題の特性等を踏まえ、「相談機能及び情報提供の充実」「就業支援」「子育てをはじめとした生活面への支援」「養育費の確保」「経済的支援」を総合的に推進します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間・パートナー間の暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。結婚しているかどうかは関係なく、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。

2. 相談機能及び情報提供の充実

母子家庭等及び寡婦は、就業面や日常生活面、子育てなど、様々な不安や悩みを抱えています。

住民の身近なところで相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、相談機能の充実が必要となります。

(1) 母子自立支援員等による相談事業と情報提供の充実

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律により、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置の範囲が福祉事務所を持つ町村まで拡大され、身近なところでの相談が可能となりました。本町においては、平成 15 年 6 月に母子自立支援員を設置しています。

母子自立支援員は、母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、生活の安定・自立のための相談に応じており、今後も、問題解決に必要な助言に努めます。

さらに、民生委員児童委員、主任児童委員、大阪府母子福祉推進委員など地域の福祉を担う人たちや関係機関と連携を図りながら、相談事業の充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

母子家庭等の子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて、適切な対応を行うためには、大阪府母子福祉センターをはじめとした関係機関と十分な連携を図るとともに、広報誌をはじめ、パンフレットの作成やホームページへの掲載等、情報提供の充実に図ります。

3. 就業支援

母子家庭の母の約8割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、母子家庭及び寡婦が安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせんなど、就業面における支援の充実を図る必要があります。

(1) 就業あっせん

母子家庭等の母は、就業してもパートなどの不安定な雇用条件の場合が多いことから、子育てをしながら収入面・雇用面でより安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう支援することが求められています。

①地域就労支援事業

本町では、福祉・教育・人権などの関係部局をはじめ、島本町地域人権協会や国・大阪府などと連携を図りながら、母子家庭等を含む「就職困難者等」に対する支援を行っています。

母子家庭等の母一人ひとりが自分らしい働き方を通じて、自分自身の生活設計・生涯設計を確立することが必要です。

今後も、地域の企業や関係機関などと協力及び提携し、就労困難者等に対する総合的な雇用・就労支援施策（地域就労支援事業）を展開していきます。

②母子自立支援員による就業相談

母子自立支援員は、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。母子家庭等からの相談など様々な機会をとらえ、大阪府で実施している就業・自立支援センター事業やハローワーク等各種支援機関と連携して、求人情報の提供や、就業・能力開発に関する相談等を行います。

③就業・自立支援センター事業等の紹介

大阪府で実施している就業・自立支援センター事業は、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談や技能講習、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供や、地域の生活の支援や養育費の取り決めなどの相談を行っています。

また、ハローワークや福祉人材センターにおいても、積極的に求人情報の提供等を行っています。

今後とも、本町の地域就労支援事業を活用しつつ、各関係機関と連携を図りながら、就労支援を推進します。

(2) 職業訓練等の実施・促進

母子家庭等の母は、結婚や出産で離職していたことなど様々な理由により、職業の経験や技能が十分でない場合が多くみられます。

母子家庭等の母が、よりよい就業に就くことができるよう、能力開発に対する支援が必要です。

①島本町母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭等の母が島本町母子自立支援員との職業相談により、指定の講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う人に対して、教育訓練後に「島本町母子家庭自立支援教育訓練給付金」を支給しています。

○対象講座：⑦雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

④(財)21世紀職業財団が指定した再就職希望登録者支援事業の講座

⑤就職に結びつく可能性が高い養成講座で町長が指定した講座

○支給額：対象講座の受講料の4割相当額(上限20万円、下限8千円)

②大阪府実施職業訓練事業の紹介

大阪府では、職業能力開発のため、府立労働センターや大阪府立高等職業技術専門学校等で、多様な職業能力開発のための機会を提供しています。また、就業・自立支援センター事業の一環として就業支援講習会などを実施しています。

母子家庭等の母が就業に結びつくよう、大阪府と連携を図りながら、就業に関する支援を行っていきます。

また、公共職業能力開発施設等における技能取得期間中における生活安定のため、母子寡婦福祉資金貸付金(生活資金)の無利子貸付けなども紹介します。

(3) 就業機会創出のための支援

就職困難者等が、民間の企業・事業所への雇用に限定することなく、身近な地域で新たな雇用・就労の場を作り出していくことが必要となります。

子どもの養育等のために就業形態に一定の制限がある場合が多いと考えられる母子家庭等の母の雇用促進のためには、事業主の理解はもとより、雇用の場の創出や、様々な主体による職業支援・雇用等に向けた取組を促進することにより、母子家庭等の母の雇用に関する社会的気運を醸成することが必要です。

今後とも、企業・事業所における就職困難者等の雇用就労を積極的に働きかけていきます。また、作業所や就職困難者等の関係機関・団体などへの発注を促進していきます。

4. 子育てをはじめとした生活面への支援

母子家庭等が安心して、子育てを行えるとともに、就業及び就業にむけた職業訓練を受けられるよう、保育所への優先入所、保育サービスの提供、公営住宅の優先入居の推進などについて、子育てをはじめとした生活面への支援に取り組む必要があります。

(1) 保育所優先入所の推進

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正により、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等に特別な配慮をしなければならないとされました。

今後も、母子家庭等の親が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所への優先入所に努めます。

(2) 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスを提供することが必要です。

保育ニーズに対応し、誰もが利用しやすいよう、保育サービスの提供に努めます。

○保育所（第二保育所、第四保育所、山崎保育園）

保育所は、子育てを社会的に支援する施策として大きな役割を担っています。女性の就労が増え、また母子家庭等が増えてきていることから、既存の保育所（園）を有効に活用しつつ、良好な保育環境の整備を図ります。

○一時保育（山崎保育園）

一時保育は、平成13年度から実施しており、家庭における子育ての負担感を軽減できるよう努めてきました。

今後は、保育ニーズを見据えつつ、既存保育所の機能を活用した事業展開も併せて検討していきます。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）

町内にある児童養護施設の協力を得て、保護者が疾病等の事由により、家庭において子育てが困難になったときに養育または保護し、子どもとその家庭の福祉の向上に努めています。

今後も、この子育て支援事業に対するニーズが見込まれることから、町内にある児童養護施設との連携を重視し、事業の推進に努めていきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）の充実

保護者の労働等により、昼間保護者のいない小学校低学年児童の放課後及び土曜日並びに夏休み等の健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童健全育成事業を実施しています。対象は小学校1年生から3年生までで、各小学校に設置しています。

現状では利用者は増えており、平成15年度には、既存の学童保育室のほか、学校の普通教室を活用することにより、入室希望に応じています。

今後は、現状の事業内容を継続するとともに、指導内容の充実に努めます。

また、預かり時間などの保護者ニーズについては、現行事業内で可能な限りの検討を行い事業の充実にも努めていきます。

(4) 日常生活支援事業の実施

母子家庭等の親が、疾病等の理由より一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合など、日常生活を安定するための支援が必要です。

島本町母子アンケート調査で、今後してほしい支援を尋ねたところ、“自分が病気になった時の支援”や“子どもが病気になった時の支援”への回答が3～4割を占め、高くなっています。

大阪府で実施している母子家庭等日常生活支援事業は、母親の就職活動等の自立促進に必要な事由や、一時的な生活援助、保育等が必要な世帯に対して、家庭生活支援員を派遣することにより、家事、介護、保育サービス等を行っています。

今後は、何らかの理由により援助を必要とする人には、この事業に関する情報提供を行っていきます。

また、島本町では、資格を得た家庭生活支援員と提携し、生活援助や保育サービスの派遣を検討していきます。

(5) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

母子生活支援施設は、配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で、18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。母子生活支援施設では、生活相談や子どもの指導にあたる職員が母子の自立を支援しています。

今後も、子育てや生活の自立が図られるよう、母子生活支援施設を紹介するなど、情報の提供に努めます。

(6) 公営住宅における優先入居の推進等

本町の町営緑地公園住宅は、平成 15 年 7 月 31 日に完成し、現在 134 戸が入居しています。

母子世帯については、あき家待ち入居募集の抽選時に、福祉世帯向けの申込資格として位置づけ、抽選確率を 2 倍とし町営住宅への入居に配慮しています。

府営住宅は、母子世帯や高齢者、障害者等の福祉世帯向けのための戸数を確保しています。

5. 養育費の確保

母子家庭等の子どもに対する養育費が取得できるよう、養育費の取り決めや養育費の取得促進に関する啓発を行います。

(1) 養育費確保に向けた啓発の推進

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取り決めの促進を図るなど、養育費を確保するための支援を促進します。

また、母子寡婦福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進します。

(2) 法律相談事業の実施

養育費の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、法律に関する問題についての弁護士及び司法書士による法律相談を実施しています。

6. 経済的支援

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度に関して、様々な場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等の実施により、適正な貸付・給付事務を実施していくことが重要です。

(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施

母子家庭や寡婦に対して、町の窓口等において、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報を提供しながら、適正な貸付業務を行います。

■資金の種類

- | | | | |
|---------|---------|-----------|-------|
| ①事業開始資金 | ⑤技能習得資金 | ⑨就学支度資金 | ⑬修学資金 |
| ②事業継続資金 | ⑥生活資金 | ⑩修業資金 | |
| ③就職支度資金 | ⑦住宅資金 | ⑪結婚資金 | |
| ④医療介護資金 | ⑧転宅資金 | ⑫特例児童扶養資金 | |

(2) 児童扶養手当の適正な給付事業の実施等

母子家庭の母に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を実施するとともに、児童扶養手当に係る届け出等の機会を捉えて、必要に応じ、生活面等の相談を行います。

■所得制限限度額(平成14年8月1日以降)

(単位:万円)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19	192	236
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

(3) 教育資金

高校や大学などでの必要な教育資金については、修学資金や就学支度金(母子寡婦福祉貸付資金)などの貸付制度や奨学金制度についての情報を提供し、経済的な不安の軽減に努めます。

(4) ひとり親家庭医療費助成の実施

対象者の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成しています。

今後も、引き続き持続可能な制度として、ひとり親家庭への医療費助成の支援に努めます。

參考資料

1. 諮問

島民福 第2539号
平成17年3月16日

島本町住民福祉審議会
会長 妹尾節子様

島本町長 村田 匡

島本町母子家庭等自立促進計画の諮問について

島本町母子家庭等自立促進計画を策定するに当たり、別添の「島本町母子家庭等自立促進計画」について、島本町住民福祉審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2. 答申

平成 17 年 3 月 24 日

島本町長 村 田 匡 様

島本町住民福祉審議会
会長 妹 尾 節 子

島本町母子家庭等自立促進計画について（答申）

平成 17 年 3 月 16 日付けで貴職より諮問のありました標記について、下記のとおり答申します。

記

島本町母子家庭等自立促進計画については、妥当と認めます。

なお、特に次の意見に留意され、平成 17 年度の計画年当初から円滑な事業の実施が図られるよう努められたい。

（意見）

- 1 母子家庭等自立促進の推進に当たっては、母子家庭の人権が尊重され、地域でいきいき生活ができるように努められたい。
また、個人情報保護に万全を期されたい。
- 2 母子家庭等に対する理解や自立支援策を推進することにより、子どもの健やかな成長を支援されたい。
- 3 母子家庭等における自立には、当事者自身の努力はもちろんのこと、個々人の持てる能力が発揮できる社会の形成のために、公的支援と地域の様々な物的、人的資源、情報を活用し、自立を支援する仕組みづくりを推進されたい。
- 4 本計画を着実に実行するため、常に事業の進捗状況を把握するとともにその情報を広く住民や関係者に公表されたい。
- 5 本計画以外に予期せぬ対策が求められた時は、適切・迅速な対応策を講じられたい。

3. 島本町母子家庭等自立促進計画策定までの経緯

年 月	経 緯
14年 11月	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の成立
15年 3月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の告示（厚生労働省告示第百二号）
4月	改正母子及び寡婦福祉法等の施行
16年 3月	大阪府母子家庭等自立促進計画の策定
7月	「島本町母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査」、「島本町寡婦の生活に関するアンケート調査」の実施
8月	島本町住民福祉審議会にて、島本町母子家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査の受付状況を報告
11月	島本町住民福祉審議会にて、アンケート調査結果、骨子案を報告・検討
12月	島本町住民福祉審議会にて、計画案を報告・検討
17年 1月	島本町住民福祉審議会にて、計画案を報告・検討
17年 3月	島本町住民福祉審議会にて、計画を諮問
17年 3月	島本町住民福祉審議会にて、計画を答申

4. 島本町住民福祉審議会委員

氏名	備考	氏名	備考
里見 賢治		今井 良尚	
栗山 隆信		東田 忠男	
森田 和秀		田中 淑美	
松井 三男		富阪 明光	
清水 和之		延原 正海	
妹尾 節子	◎会長	廣畑 弘	
岡本 博雅		福田 昭人	
濱田 悌	○副会長	山縣 哲也	
山口 俊雄		鶴野 隆治	

島本町
母子家庭等自立促進計画

発行年月：平成 17 年 3 月

発 行：島本町民生部福祉保健課

住 所：〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号

T E L 075-961-5151 (代表)

F A X 075-962-5652